

令和 2 年 4 月 28 日開会

令和 2 年 4 月 28 日閉会

令和 2 年第 2 回北方町議会臨時会会議録

北方町議会

令和2年4月28日

令和2年第2回北方町議会臨時会会議録

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 同意第1号 北方町固定資産評価員の選任について（町長提出）
- 第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度北方町一般会計補正予算（第7号））
（町長提出）
- 第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
（町長提出）
- 第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例等の一部を改正する条例）
（町長提出）
- 第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
（町長提出）
- 第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（北方町小口融資条例の一部を改正する条例）
（町長提出）
- 第9 議案第24号 物品売買契約の締結について
（町長提出）
- 第10 議案第25号 北方町道路線の廃止について
（町長提出）
- 第11 議案第26号 北方町道路線の認定について
（町長提出）
- 第12 議案第27号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて
（町長提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

出席議員（10名）

1番	石井	伸弘
2番	神谷	巧
3番	村木	俊文
4番	松野	由文
5番	三浦	元嗣
6番	杉本	真由美

7番	安藤哲雄
8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝
10番	井野勝巳

欠席議員 な し

欠員 な し

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉
教育長	名取康夫
総務課長兼税務課長	臼井誠
都市環境課長兼上下水道課長	山田潤
教育次長	浅井孝彦
総務課総括管理監	奥村英人
福祉健康課総括管理監	林賢二
住民保険課長	福田宇多子
福祉健康課長	木野村英俊
教育課長	浅野浩一
防災安全課長心得	高崎健一
税務課主幹	畑中章吾
会計室長	横田紀彦
保健センター所長	鳥本裕子

職務のため出席した事務職員の氏名

議会事務局長	小島伸也
議会書記	後藤祐斗
議会書記	石崎啓明

開会 午前 10 時 40 分

- 議長（安藤浩孝君） ただいまから令和 2 年第 2 回北方町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の日程はお手もとに配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（安藤浩孝君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 8 番、鈴木浩之君及び、10 番、井野勝己君を指名します。

日程第 2 会期の決定

- 議長（安藤浩孝君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日 1 日に決定をしました。

日程第 3 同意第 1 号

- 議長（安藤浩孝君） 日程第 3、同意第 1 号 北方町固定資産評価員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（戸部哲哉君） それではご説明をさせていただきます。同意第 1 号 北方町固定資産評価員の選任についてであります。この委員会の委員には、前副町長の中村正氏が就任しておりましたが、申し上げるまでなく令和 2 年 3 月 31 日をもって副町長を退任され、同 4 月 1 日より県職員に復職されましたので、継続して委員の委嘱が出来なくなりました。その後任として上村泰子さんを選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定によりまして議会の同意をお願いするものであります。上村泰子さんは、_____生まれの 68 歳の方で、住所は北方町_____にお住まいであります。昭和 50 年 7 月に当北方町役場に奉職され、昭和 62 年より平成 4 年までの 6 年間税務課職員として、また平成 18 年 4 月から定年退職された平成 24 年 3 月までの 6 年間税務課課長補佐として、税務に携われその手腕を発揮されたところであります。また退職されてからは税務課臨時職員として 5 年間、パートとして

※下線部は、個人情報につき掲載を差し控えます。

3年間お手伝いをいただいております。以上経歴が示しますように、税務に関しての専門的な知識、豊富な経験を有する上村さんであります。この職務の重要性からして適任であると考えますので、ご同意をお願いするものであります。適切なお判断を頂けますようよろしくお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから同意第1号を採決します。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

日程第4 承認第1号から日程第8 承認第5号まで

○議長（安藤浩孝君） 日程第4、承認第1号から、日程第8、承認第5号までを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、順次提案のご説明をいたしたいと思えます。

まず承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度北方町一般会計補正予算（第7号））であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万8000円を追加して歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億4523万5000円とするものであります。なお歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は補正予算書の第1表、歳入歳出予算補正の通りであります。主な歳出は保育対策総合支援事業補助金30万円、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金50万円、保育園コロナ対策費用、放課後児童クラブ補助員の賃金等であります。歳入については令和元年度の国庫補助金として189万4000円、放課後児童クラブ保護者負担金4万4000円であります。議会の議決すべき事件について令和元年度予算で、特に緊急を要したため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規程により専決処分をいたしました。よってここに報告し承認を求めるものであります。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（北方町消

防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)であります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年3月27日に公布されたことに伴い、消防団員等の損害賠償に係る保証基礎額については、令和2年4月1日からの施行であるため議会を招集するいとまがないことから、地方自治法第179条第1項の規程により専決処分をいたしました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(北方町税条例の一部を改正する条例)であります。地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行例等の一部を改正する政令等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い北方町税条例等の一部を改正する条例制定について改正の必要が生じましたが、同法は令和2年4月1日からの施行であるため議会を招集するいとまがないことから、地方自治法第179条第1項の規程により専決処分をいたしましたのでここにご報告をするものであります。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)であります。地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については国民健康保険税の基礎課税額、及び介護納付金課税額の課税限度額の改正並びに国民健康保険税の減額基準を変更し、並びに長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する改正等は令和2年4月1日から施行するために、議会を招集するいとまがないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、ここにご報告し承認を求めるものであります。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(北方町小口融資条例の一部を改正する条例)であります。審査委員会の委員長に副町長を充てておりましたが令和2年4月1日より副町長が欠員となったため、その職務を代理する職員を指定することについて、議会を招集するいとまがなかったことから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、ここにご報告し承認を求めるものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長(安藤浩孝君) 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度北方町一般会計補正予算(第7号))の質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。
これから承認第1号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。
次に承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。
〔「省略」の声あり〕
- 議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。
これから承認第2号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。
次に承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例等の一部を改正する条例）の質疑を行います。
〔「終結」の声あり〕
- 議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。
これから承認第3号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。
次に承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。
〔「終結」の声あり〕
- 議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。
これから承認第4号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。
次に承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（北方町小口融資条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。
〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第5号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第24号

○議長（安藤浩孝君） 日程第9、議案第24号 物品売買契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（戸部哲哉君） 議案第24号 物品売買契約の締結について（北方小中学校大型掲示装置）であります。お手元に配布のとおり、物品の売買契約を締結したいので地方自治法第96条第1項第8号及び北方町議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして議決をお願いするものであります。契約の目的につきましては小学校、及び中学校に大型掲示装置の装備をするためであります。契約の方法は指名競争入札を採用いたしました。契約の金額は1199万円で、契約の相手方は岐阜市都通1丁目15番地、中部事務機株式会社、代表取締役、辻慶一であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） これから質疑を行います。三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 一点だけお尋ねいたします。契約の金額が1199万円ということになっておりますけれども台数でいったい何台入れるのか。それからどのような配置にするのかということだけお教えいただけたらと思います。

○議長（安藤浩孝君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野浩一君） 今回のプロジェクターの台数でございますが、北方小学校に8台、西小学校に3台、南小学校に9台、北方中学校に1台とこれだけの総合計21台の導入を計画しております。

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。これから討論を行いま

す。

〔「終結」の声あり〕

- 議長（安藤浩孝君） 討論を省略します。これから議案第 24 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 25 号から日程第 11 議案第 26 号まで

- 議長（安藤浩孝君） 日程第 10、議案第 25 号から、日程第 11、議案第 26 号までを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（戸部哲哉君） それでは議案第 25 号、北方町道路線の廃止についてあります。本町が進めております北方町広域交流拠点施設の整備にあたって、一体利用のため町道 371 号線のうち、北方町曲路東 3 丁目 27 番地先から北方町曲路東 3 丁目 19 番地先を廃止するものです。

続きまして議案第 26 号、北方町道路線の認定についてであります。議案第 25 号と同様に、町道 371 号線のうち、北方町曲路東 3 丁目 27 番地先から北方町曲路東 2 丁目 56 番地先を認定するものです。

- 議長（安藤浩孝君） 議案第 25 号 北方町道路線の廃止についての質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

- 議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第 25 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 26 号 北方町道路線の認定についての質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

- 議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第 26 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号

は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 27 号

○議長（安藤浩孝君） 日程第 12、議案第 27 号 令和 2 年度北方町一般会計補正予算（第 1 号）を定めるについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは議案第 27 号 令和 2 年度北方町一般会計補正予算（第 1 号）を定めるについてであります。コロナ感染特別給付事業に対処するため一時借入金の借り入れ最高額 2 億円に 18 億円を追加して、一時借り入れの最高額を 20 億円とするものであります。適切にご決定がいただけますようお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第 27 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

○議長（安藤浩孝君） 本臨時会に付された事件は、すべて終了しました。令和 2 年第 2 回北方町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 11 時 1 分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年4月28日

議 長 安藤 浩孝

署名議員 鈴木 浩之

署名議員 井野 勝巳